

あーぶれ磯子 地域密着型通所介護サービス 重要事項説明書

1. 事業の目的

あーぶれ磯子（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び生活相談員等が、要介護者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とします。

2. 事業所の方針

介護を必要とする方が自宅同様に安心してゆったりと過ごせるように、また介護をしている方が働き続けられる、介護疲れをリフレッシュできる環境を整えるために、介護保険による地域密着型通所介護を行います。

3. 法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹		
代表者の氏名	理事長 關 富美子		
法人の所在地	〒235-0019 横浜市磯子区磯子台21番24号		
電話番号	045-349-3026	FAX	045-349-3027
運営する主な他のサービスの内容	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹:訪問介護 樹介護支援センター:居宅介護支援事業 活動ホーム食作り		

4. 事業所の概要

事業所名	あーぶれ磯子			
事業所の所在地	〒235-0019 横浜市磯子区磯子台21番24号			
電話番号	045-349-3026	FAX	045-349-3027	
介護保険事業所番号	1470701630			
指定年月日	平成26年7月1日			
管理者	小林 桂子			
サービス提供地域	横浜市磯子区、金沢区、南区、中区、港南区(上大岡東、上大岡西、笹下)			
単位	1単位	定員	10人	区分 地域密着型通所介護

5. 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	専従	兼務
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。	常勤	1名
生活相談員	地域密着型通所介護の利用申込みにかかる調整を行い、通所介護計画の作成等を行なう。	常勤	1名
		非常勤	4名
看護師	利用者の健康状態を把握し健康管理を行なう。	常勤	1名
		非常勤	4名
機能訓練指導員	利用者に対する必要な機能訓練を行なう。	常勤	1名
		非常勤	4名
介護職員	介護職員は地域密着型通所介護サービスの提供にあたる。	常勤	1名
		非常勤	8名
調理員	調理職員は利用者の嗜好に合わせた食事つくりを行なう。	常勤	
		非常勤	5名
事務員	必要な事務を行なう。	非常勤	1名

6. 営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	9:00～17:00
サービス提供時間	9:30～16:30

7. 利用者負担金

*利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

区分	単位	1割負担	2割負担	3割負担	内容の説明
①基本額	要介護1	753単位	808円	1,615円	2,422円
	要介護2	890単位	954円	1,908円	2,862円
	要介護3	1,032単位	1,107円	2,213円	3,319円
	要介護4	1,172単位	1,257円	2,513円	3,769円
	要介護5	1,312単位	1,407円	2,813円	4,2207円
②加算額	入浴加算 I	40単位	43円	86円	129円
	通所介護 サービス提供 体制加算 I	22単位	24円	47円	71円
	介護職員介護処遇改善加算 I				総単位数の9.2%
利用額	①+②の計算による1ヵ月のサービス合計単位数 × 10.72(横浜市の地域加算)の10%または20%または30%				
1か月の 利用者負担額					

8. 運営基準で定められた「その他の費用」(利用負担10割分)

①通常の送迎の実施地域 をこえる場合の交通費	通常の送迎の実施地域を超えた地点から 片道 1kmごと／50円		
②食事代(おやつ代を含む)	1食 700円		食事をされた場合
③区分限度額を超えてサー ビスを利用する時の費用	介護報酬告示上の額と同額		区分限度を超えてサービス を利用する場合など介護保 険枠外のサービス料金
④通常要する時間を超えて サービス提供する時の費用	7時間以上8時間未満	500円	利用者の希望の あった時
	8時間以上9時間未満	1,000円	
	9時間以上10時間未満	1,500円	
⑤その他教養娯楽費等介護 保険給付の対象とならない諸費用	実費		通常運営以外の特別な 行事等利用者の希望で 提供したサービス
⑥オムツなどの諸費用	オムツ 1枚 150円 パット 1枚 50円 リハビリパンツ 1枚 200円	サービス提供中 必要となった場合	

9. 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(利用者負担10割)

区分	金額	内容の説明
行事代	実費	事前にご案内させていただき、利用者の希望を募って参加いただく行事

10. その他

ア. 利用者負担金は、サービスを提供した翌月の27日に、指定の金融機関の口座から引き落としと
なりますので、よろしくお願ひします。

イ. 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者
が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(7割・8割又は9割)を請求する
ことになります。

*介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用量の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。)

11. ご利用日のキャンセル

①利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

・連絡先(電話):045-349-3026

・連絡時間 :午前9:00～午後5:00

②サービスを中止にする場合には、出来るだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

当日のキャンセルはキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい。

ただし、利用者の体調の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	食事代全額

12. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、速やかに家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	病院名	電話
	主治医等の氏名	
緊急連絡先	氏名	住所
	電話	携帯電話

13. 非常災害対策

(目的)

(1) この計画は、消防法第8条第1項に基づき、あーぶれ磯子における防災管理業務について必要な事項を定め火災、震災及び人命の安全ならびに災害の防止を図る事を目的としています。

(災害に対する予防対策)

(2) 防災、および下記の各係りは震災時の人命安全確保出火防止のため次の事項に重点を行います。ただし、発令以前における点検と確認を必要とする事項については、毎月1回実施します。

ア. 建築物の安全確保のための点検と補強に関すること

イ. 火を使用する設備器具等の点検と補強に関すること

ウ. 消火器等の準備と適正管理に関すること

エ. 建物からの安全避難の確保(避難障害の排除)と点検に関すること

オ. 救出、救護当の資器材および非常物品の準備に関すること

(避難場所)

(3)地域防災拠点は浜小学校、広域避難場所は汐見台団地及び久良岐公園です。

*災害時、総力を挙げて人命を優先に対応いたします。ご家族の方もあーぶれ磯子あるいは避難場所への連絡を早急にお願いします。

14. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

あーぶれ磯子 相談窓口	電話番号 045-349-3026 管理者:小林桂子	FAX番号 045-349-3027 対応時間 9:00～17:00
----------------	-------------------------------	---------------------------------------

(2) 公的機関においても、次の期間において苦情申し出等が出来ます

横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談センター)	所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-263-8084 対応時間 9:00～17:00
-----------------------------	--

磯子区	所在地 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1
高齢・障害者支援課	電話番号 045-750-2494 対応時間 9:00~17:00
中区	所在地 〒231-0021 横浜市中区日本大通り35
高齢・障害者支援課	電話番号 045-224-8163 対応時間 9:00~17:00
南区	所在地 〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33
高齢・障害者支援課	電話番号 045-341-1138 対応時間 9:00~17:00
港南区	所在地 〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10
高齢・障害者支援課	電話番号 045-847-8495 対応時間 9:00~17:00
金沢区	所在地 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1
高齢・障害者支援課	電話番号 045-788-7868 対応時間 9:00~17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15

15.事故発生時の対応

- (1) 利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ記録をします。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16. 研修・秘密保持

- (1) 従業者への質的向上を図るため、倫理及び法令遵守、個人情報保護、事故発生等緊急対応、感染症、認知症ケア、入浴介助などの研修を行います。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- (2) 事業所及び職員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を在職中も退職後も保持します。

17.虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその内容を従業員に周知します。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、定期的に研修を実施します。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

18.身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ないません。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施。

19. 感染症対策に関する事項

- 事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じます。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施。

20.業務継続計画

- (1)感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

21.情報の開示

横浜市の実施する「介護サービス情報の公表」制度にのっとり、事業所の情報を報告しています。調査の対象年度には、訪問調査を受け、それぞれの内容は「介護サービス情報公表センター」ホームページに掲載されます。利用者満足度調査を毎年実施し、その内容は、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹のホームページに掲載しています。また、第三者評価は実施していません。

[説明確認欄]

地域密着型通所介護サービスの契約にあたり、重要事項について文書を交付し、説明をしました。

年 月 日

事業者 あーぶれ磯子

説明者 _____

印

私は地域密着型通所介護サービスの契約にあたり、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者 氏名 _____

印

代理人 氏名 _____

印

立会人 氏名 _____

印

署名代筆者 (利用者との関係 _____)

氏名 _____

印